## 規制の事後評価書 (要旨)

注律 又け み合の 夕 社		著作権法の一部を改正する法律
法律又は政令の名称		補償金の徴収・分配に係る指定管理団体制度の新設
規制の名称		新設
規制の区分		利取   文化庁著作権課
担当部局		
評価実施時期		令和7年3月 
事前をの比較	課巻勢に及の現 ベンの 現して では で で で で で で で で で で で で で で で で で で	平成 30 年5月に成立した「著作権法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 30 号)」において、デジタル・ネットワーク技術の進展 により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応する ため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、教育等に係る著作物の利用をより円滑に行えることとされた。 こうした教育現場におけるデジタル環境での著作物の利用についての必要性は事前評価時から変わっておらず、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現も無い。 規制の事前評価時においては、規制を実施しない場合には、膨大な数の著作物の少額の利用が、総体として大量に行われること、著作権法第35条の適用を受けることができる教育機関の数が膨大に上ることなどから、権利者に個別に補償金を支払う方法や、複数の指定管理団体によって補償金を管理する方法では、対応が不十分となり、ひいては教育現場が授業の過程で円滑に著作物を利用できず、ICT 活用を推進して教育の質の向上を図っていく上での障壁となりうるとの仮想状況をベースラインとしていた。 規制の事前評価後、教育現場におけるデジタル環境での著作物の利
	- 必要性の検 証	用についての必要性は一層高まっているが、本件に関する大幅な社会 経済情勢等の変化による影響は見受けられないため、ベースラインは 事前評価時から変わらない。 本規制の必要性は引き続き認められる。
遵守費用		事前評価時、遵守費用として、指定管理団体に必要となる要件を具備するための調整に係る人件費や時間費用及び文化庁長官の指定を受けるための申請書の作成及びその提出に係る準備及び人件費や時間費用が発生しうるも、その額は軽微であると想定していたところ、事後評価時点において、これらが生じていたとしても、いずれも軽微であると考え、事前評価時の費用推計と比較してかい離はないと考えられる。
行政費用		事前評価時、指定管理団体の指定に係る人件費や手続費用等の行政 費用が軽微に生じることを想定していたところ、事後評価時点におい ても事前評価時の費用推計と比較してかい離はないと考えられる。
便益(金銭価値化)の 把握		規制の実施後、全申請教育機関は 31,713(令和3年度)、35.130(令和4年度)と増加傾向であり、令和4年度においては、主要教育機関(小学校、中学校、高等学校、大学)の概ね 85%超が補償金の支払いを申請している。また、補償金収受総額については、令和3年度は4,871,704千円、令和4年度は5,128,617千円である(なお、1人当たりの補償金額は60円~720円)。分配についても、約20団体に対し行われており、指定管理団体により補償金の徴収・分配が集約して行われることにより、権利処理に係る負担、すなわち、膨大な手続きコストが低減され、円滑な著作物の利用が促進されるとともに、権

	利者に適切な対価還元が行われているものと考えられる。今般の制度
	改正による便益は、著作物の利用による効用を享受する利用者の便益
	や、正当な対価が還元されることによる権利者の経済的な便益、そし
	てそれらが将来の文化の発展につながることによる社会的な便益等の
	総和であることから、金銭価値化して網羅的・定量的にその便益を示
	すことは困難である。
	規制の事前評価時、指定管理団体により補償金の徴収・分配が行わ
	れることにより、権利処理に係る負担が軽減され、教育機関における
	著作物利用の円滑化が図られるとともに、著作物の利用に応じて権利
	者に適切に対価が還元されることを見込んでいた。
	上記の通り、規制の実施後、指定管理団体により補償金の徴収・分
効果(定量化)の把握	配が集約して行われることにより、権利処理に係る負担、すなわち、
	膨大な手続きコストが劇的に低減されており、教育機関における著作
	物利用の円滑化が図られるとともに、権利者に適切な対価還元が行わ
	れているものと考えられ、事後評価時点において、規制の事前評価時
	の効果推計と把握した効果にかい離はないと考えられる。
	なお、その性質上、効果を定量的に把握することは困難である。
副次的な影響及び波及	
的な影響	本規制による副次的な影響及び波及的な影響は確認できなかった。
11.04.21	
	本規制は、教育機関において行われる著作物の公衆送信に係る補償
	金の徴収・分配に係る指定管理団体制度の新設である。規制の事前評
	価後においても、教育現場におけるデジタル環境での著作物の利用に
	ついての必要性は一層高まっており、本規制導入前と比較して、社会
	経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現は無
把握した費用、効果及	
び間接的な影響に基づ	規制により発生する遵守費用及び行政費用は軽微である一方、本規
く妥当性	制の導入により、教育機関及び権利者の負担となる膨大な手続きコス
	トが劇的に軽減されており、著作物の円滑な利用が促進されるととも
	に、権利者に適切な対価還元が行われているといった効果が生じてい
	ると考えられる。
	今後も同様の効果が生じることが、引き続き期待できると考えられ
	ることから、本規制を継続することが妥当である。